

## 平成29年度第4回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年7月18日（水）10時開会 12時00分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎「水明荘」

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 16名／19名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 加藤課長、中西課長補佐、河本主事  
鳥取県畜産課 岡垣課長、吉岡課長補佐、上田係長  
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事  
(中部) 欠席  
(西部) 小西課長、平田主事  
鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事  
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐  
倉吉市農業委員会 隅主任  
大山町農業委員会 田中事務局長、山下局長補佐  
大山町農林水産課 大塚主幹
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐

### 4 開 会（倉益局長）

おはようございます。

平成29年度第4回常設 審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は19名中16名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

### 5 上場会長挨拶

7月20日から農業委員会は新体制になる。

農協も農協中央会が谷口会長と新体制になった。農業共済も竣工式があった。

県副知事は野川さんへと新体制になった。

新しい時代になったので、皆が協力しながら、やっていきたい。

審議は慎重審議をお願いします。

### 6 議事録署名委員の決定

議 長 議長から指名させていただきます。

(上場) では、米子の高西会長さんと、智頭の小林会長さんをお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、農地法4条の意見聴取事案について、事務局は進めてください。

## 7 審議事項

### 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

経営支援課 (資料により、農地転用の状況報告(6月分)を説明。)  
事務局 (資料により、農業委員会総会付議事案(平成29年7月)を説明。)

### 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

倉吉市農業委員会 (資料により、30 a を超える説明事案の説明。)  
議長 申請地は農地利用状況調査と農地利用意向調査の結果はどうなっているか。これまでどういうふうに耕作されてきたのか、農地利用状況調査の状況はどうであったかが分かるような様式への変更を検討すること。  
山本委員 農地として守るべき農地とそうでない農地の線引が大事である。  
恩田副会長 使わない農地は自然に帰し、周囲の迷惑にならないようにすることが大事である。

### 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

大山町農業委員会 (資料により、30 a を超える説明事案の説明。)  
立脇委員 (7月11日実施の現地調査結果を報告)  
事務局 (資料により、農業会議の意見案を説明)

#### 【大山町事案】

採択の結果、公害防止協定への対応、人工湿地の浄化機能、資金調達の見込みについての確認が十分できていないので、判断は次回に持ち越しする。

恩田副会長 公害防止協定書は、誰が協定に参加しているのか、内容は国が示している規約のとおりか。町内の畜産会社が既に締結している協定の内容を参考にしていきたい。

大山町 (回答)  
申請者、町、井手組合の3者で締結している。内容については今後確認する。

小林委員 人工湿地浄化システムによる終末処理水の保証はあるのか。現場の実態に適合した浄化システムになっているのか。

議 長 具体的に人工湿地浄化システムを導入している牧場の所在、名称と運用状況を提示すること。

県畜産課 (回答)  
研究機関の保証はあるが、県外での事例を調査研究し、確認したい。

議 長 この人工湿地浄化システムの導入が計画されるまでの経過はどうだったのか。

県畜産課 (回答)  
当初は糞尿を活用したメタン発酵によるバイオマス発電施設を計画していたが、施設整備が多額で、電力施設への系統連携も困難なので人工湿地浄化システムに変更した。大山乳業の助言を基に転用事業者が決定した。県は実際の施設は見えていないが、資料により適当と判断した。

恩田副会長 資金繰りはどうなっているのか。(日本政策金融公庫の借入申込希望書と農協の借入手続きのご案内では融資の確約はできていない。)

大山町農業委員会 (回答、大山町)  
日本政策金融公庫は、融資間近にならないと決定通知は発行できないが、水面下での話しはできている。農協も下話はできている。

恩田副会長 事業実施にあたって自己資金はどれくらい確保されているのか。また、現在の法人の経営状況から見て収支計画は妥当であるのか。

恩田副会長 融資がなかった時は、どのようにするのか。転用した後に、事業が頓挫する事例が多い。

県畜産課 (回答)  
転用事業者は個人経営の時に県知事賞を受賞しており、堅実な経営をしている。収支計画の生乳単価も現在の単価より低く設定しており、計画より農業所得は増加すると考えている。

高西委員 事業実施の際は、まず自己資金が確保されていて、不足分を融資でまかなうということではないか。事業の実績づくりが先走りしている。農家の収益が上がり農家が早く一本立ちできるようにすることが重要ではないか。

議 長 もう一度、排水処理の保証、資金繰りの説明を受けてから意見を出したい。

議 長 その他の事案は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議

なく可決承認した。

## 8 報告事項

- 事務局 (1) 担い手育成担当者ブロック会議及び農地中間管理事業に係るブロック別担当者会議の結果概要について  
(資料に基づき概要を説明)
- 事務局 (2) 農林水産省の農地中間管理事業ヒアリングの結果概要について  
(資料に基づき概要を説明)
- 事務局 (3) 市町村農業委員会の研修実施計画について  
(資料に基づき概要を説明)
- (4) その他  
(次回は8月21日、湯梨浜町の水明荘で開催することを説明)

以上で、会を終了します。